

UCG_Match Support Task force 規約

第1条(目的)

本規約は、当社が発売するトレーディングカードゲーム「ウルトラマン カードゲーム」(以下「本商品」といいます)において、当社所定の基準を満たす個人主催者を「UCG_Match Support Task force 隊員」(以下「UCG_MST 隊員」といいます)として認定し、その認定、活動条件および特典について定めることにより、ウルトラリーグコミュニティの健全な発展を図ることを目的とします。UCG_MST 隊員には、当社が別途定める条件に従い、公認大会開催資格その他の特典が付与される場合があります。

第2条(認定条件)

当社は、次の各号の条件をすべて満たし、かつ当社が合理的に適格と判断した者を、UCG_MST 隊員として認定することができます。

- (1) ウルトラリーグ憲章その他当社が定めるルールについて重大な違反歴がないこと。
- (2) 過去1年間に於いて、当社が別途定める認定基準を満たすコミュニティ活動実績を有すること。
- (3) 申込者本人が当社認定ジャッジ資格(アドバンス以上)を有すること。
- (4) その他、当社がUCG_MST 隊員として適切と認めること。

第3条(特典)

1. 当社は、UCG_MST 隊員に対し、認定期間中、次の各号に定める特典を付与することができるものとします。
 - (1) 公認大会開催資格
UCG_MST 隊員は、ULTRA LEAGUE App for Organizerを利用し、公認大会として認定された大会を開催することができます。ただし、当社が別途指定するイベントシリーズについては開催することはできません。
 - (2) デジタルアセット利用許諾
当社は、当社が別途指定する場合に限り、当社が指定するデジタルアセットについて、販促目的に限り、非独占的かつ取消可能な利用を許諾するものとします。当該利用は、当社が別途定めるアセット利用ルールに従うものとし、改変、再配布、第三者への許諾その他当社が認めない利用を行ってはならないものとします。
2. 当社が合理的に必要と判断した場合、特典の全部または一部を停止し、変更し、または終了することができるものとします。

第4条(遵守事項)

UCG_MST 隊員は、認定期間中、次の各号を遵守するものとします。

- (1) 本規約、ウルトラリーグ憲章その他当社が定めるルールに従うこと。

- (2) 公平かつ適正に大会を運営し、コミュニティの健全な発展を害する行為を行わないこと。
- (3) 当社が提供する特典、販促物、デジタルアセットその他提供物を、当社が定める条件に従って適切に取り扱うこと。
- (4) 認定維持に関して当社が求める報告、確認その他合理的な協力要請に応じること。
- (5) 認定申請時に提出した内容に変更が生じた場合、当社に事前に通
知し、承認を得ること。
- (6) 当社または本商品の信用、名誉またはブランド価値を毀損しないこ
と。

第5条(禁止事項)

UCG_MST 隊員は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社が提供した公認店向けアイテム及び販促物(PRカード等を含
む)の転売、またはそれに類する行為。
- (2) 正当な理由なく、UCG_MST隊員としての活動を著しく怠る行為。
- (3) 不正行為の助長、差別的言動など、ウルトラリーグ憲章に反する行
為。
- (4) 認定申請において虚偽の申告をする行為。
- (5) 当社に無断で、認定申請時に提出した内容を変更する行為。
- (6) その他、当社及びウルトラマン カードゲームのイメージやブランド価
値を損なう一切の行為。

第6条(認定手続)

認定の申込み、審査その他認定に関する手続は、当社が別途定めるものとしま
す。申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに当社に通知するものと
し、当社の事前の確認を得ずに当該内容を変更してはならないものとします。当
社は、申請者が本項に違反した場合、審査を中止し、または不認定とすることがで
きるものとします。

第7条(認定取消)

当社は、UCG_MST 隊員が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した
場合、事前の通知なく認定を取消し、特典を停止し、または終了させることができ
るものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 第2条の認定条件を満たさなくなった場合
- (3) 申込内容その他に虚偽があった場合
- (4) UCG_MST 隊員として不適格であると当社が合理的に判断した場合

第8条(規約の変更)

当社は、必要に応じて本規約を改訂することができます。改訂の際は、当社ウェブ
サイトその他当社が適切と判断する方法でUCG_MST 隊員に通知するものとしま
す。

第9条(有効期間)

UCG_MST 隊員認定の有効期間は、認定日から1年間とします。期間満了に際し

ては、当社の定める手続きにより更新ができるものとします。ただし、更新の可否は当社の裁量によるものとします。

第10条(権利譲渡の禁止)

UCG_MST 隊員は、第3条に定める特典を、第三者に譲渡し、承継し、貸与し、または担保に供することはできないものとします。

第11条(反社会的勢力の排除)

UCG_MST 隊員は、自己およびその関係者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。該当が判明した場合、当社は認定を取り消すことができます。

第12条(準拠法・管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠し、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

-附則-

Ver.1.00

2026年6月27日 制定

2026年6月27日 施行